

税制改革 迫る足音

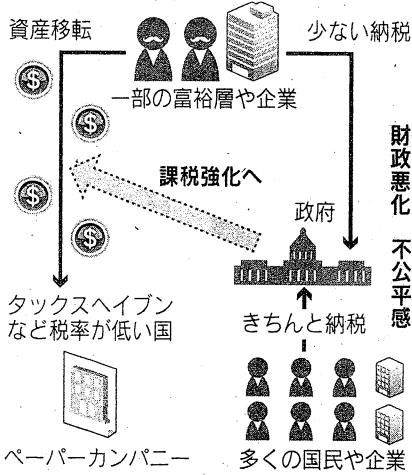
一 下

「正直者がばかを見ない社会ではじめて、みんな一生懸命仕事をやる」。5月、世界各国の富裕層らによる租税回避地（タックスヘイブン）の節税実態を明らかにした「パナマ文書」問題を受け、安倍晋三首相はこう説いた。

企業や個人の税逃れを防ぎ、公平性を担保しないと税制見直しへの支持を得られないと考えているためだ。財務省は今年末の2017年度税制改正で、企業や個人が海外に移した所得に対して日本から課税する

税逃れ防止 膨らむ事務

税逃れ対策は不公平感の解消のためにも必要だ



公平性保つ制度模索

「タックスヘイブン対策税制」という仕組みを厳しくする方針だ。

波紋は大きい。デロイト トーマツ税理士法人の山川

博樹氏のもとには企業の経理担当者からの問い合わせが絶たない。非製造業業者オーナーは税理士から助言を求めた。西太平洋にあるマイクロネシア連邦はあえて

法人税の税率を21%に設定。日本語も話す職員を配置し、日本の企業や個人を「誘致」している。

全世界で知的財産権使用料の国境を越えたり取り扱った所得は原則、日本の所得と見なして課税する。適用対象国が現在の「20%未満から20%以上に広がれば対応は煩雑になる。」

「チャリトラ」。英領ケム長男に非課税で生前贈与し、社会問題になった。

国税庁はその後、制度の対応を進めてきたが、現在も親、子どもともに5年以上、海外に住めば国外財産は相続税の対象にならないという盲点が残る。

「節税していきまじめな企業や個人の事務負担を最小限にする取り組みが不可欠だ」（山川氏）。とはいえ、不公平な税逃れに歯止めをかけなければ、企業や個人が稼いで適切に税金を支払う意欲をそぐことにもなりかねない。来年度改正では制度設計の案配が問われることになる。

飛田臨太郎が担当しまし

る。今の体制では到底対応できない」と漏らした。

新たなタックスヘイブン税制では、法人税率20%以上の国に置く子会社でも配当や利子、知的財産といった所得は原則、日本の所得と見なして課税する。適用対象国が現在の「20%未満から20%以上に広がれば対応は煩雑になる。」

「誘致」している。

全世界で知的財産権使用料の国境を越えたり取り扱った所得は原則、日本の所得と見なして課税する。適用対象国が現在の「20%未満から20%以上に広がれば対応は煩雑になる。」

「誘致」している。

全世界で知的財産権使用料の国境を越えたり取り扱った所得は原則、日本の所得と見なして課税する。適用対象国が現在の「20%未満から20%以上に広がれば対応は煩雑になる。」

「誘致」している。

全世界で知的財産権使用料の国境を越えたり取り扱った所得は原則、日本の所得と見なして課税する。適用対象国が現在の「20%未満から20%以上に広がれば対応は煩雑になる。」